「図書館の自由」

図書館基礎講座オンライン

自己紹介

つださほ

鎌倉市教育委員会　技術職員司書
鎌倉市中央図書館資料サービス担当
2017年より
　JLA図書館の自由委員会東地区委員

主催：日本図書館協会　非正規雇用職員に関する委員会
2022/3/7（月）13:30～15:30
担当：つださほ

1

はじめに

今日の講座の目的
　自由宣言ってどんなもの？
　普段の業務にどう活かす？

途中で２回、休憩を入れます。

2

図書館の自由に関する宣言
1979年改訂（主文）

図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することを、もっとも重要な任務とする。

この任務を果たすため、図書館は次のことを確認し実践する。
第1　図書館は資料収集の自由を有する。
第2　図書館は資料提供の自由を有する。
第3　図書館は利用者の秘密を守る。
第4　図書館はすべての検閲に反対する。

図書館の自由が侵されるとき、われわれは団結して、あくまで自由を守る。

公益社団法人 日本図書館協会

「図書館の自由」って？

「図書館の自由に関する宣言」（「自由宣言」）に示された理念のこと
　　1954→1979改訂

法律じゃない。だから問題が起こりやすい。
唯一の正解もなく難しい・・。

3

「自由宣言」の「主文」と「副文」と解説書

図書館の自由に関する宣言
1979年改訂（主文）

図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することを、もっとも重要な任務とする。

この任務を果たすため、図書館は次のことを確認し実践する。
第1　図書館は資料収集の自由を有する。
第2　図書館は資料提供の自由を有する。
第3　図書館は利用者の秘密を守る。
第4　図書館はすべての検閲に反対する。

図書館の自由が侵されるとき、われわれは団結して、あくまで自由を守る。

公益社団法人 日本図書館協会

主文

図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することをもっとも重要な任務とする。

副文

１　日本国憲法は主権が国民に存するものであり、国民の自由と福祉を維持し発展させるのは、国民の不断の努力によるものである。
　日本の民主主権には、国民に発表の自由と交換の保障がなければならない。
　国民の思想・意見を自由に表現することが、民主主義の原理にもとづいて、すべての国民に対して、言論・出版その他一切の表現の自由を保障する。
　（日本図書館協会　自由委員会HPに全文掲載）

解説書（緑の本）

4

「自由宣言」の位置づけ

5

「自由宣言」成立経緯・歴史

戦前・戦中の図書館　検閲と思想善導に加担　“良書”を強要

県立長野図書館「発禁1925-1941　戦時体制下の図書館と知る自由」

「スパイに注意せよ」の印

『大阪府統計書』（国会図書館所蔵）

平成27年（2005年）8月開催
https://www.knowledge.pref.nagano.lg.jp/collection/archive/tokubetsukikaku/kikaku_1508.html

6

「自由宣言」の成立まで

1950	図書館法公布
1954	全国図書館大会で自由宣言主文採択
1967	練馬テレビ事件（『33選』-22 p.140）
1973	山口県立図書館図書抜き取り放置事件（『33選』-8p.52） 10月　全国図書館大会（高知）で宣言を確認 目黒区史回収（『33選』-21 p.135）
1974	自由委員会設置の検討委員会発足、委員会設置、委員会規定承認
1975	3月　自由委員会活動開始
1976	ピノキオ問題（『33選』-17 p.104）
1979	5月　日本図書館協会総会で自由宣言改訂を決議、声明を公表 10月『図書館の自由に関する宣言1979年改訂』解説冊子を発行 10月　全国図書館大会で改訂宣言支持を決議

『33選』→『図書館の自由に関する事例 33 選』日本図書館協会1997.6

7

「自由宣言」前文

図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することを、もっとも重要な任務とする。

1　表現の自由と知る自由を憲法からとく
2　すべての国民に資料を入手し利用する権利がある
　図書館はこのことに責任を負う機関である
3　自らの責任にもとづき資料と施設を提供する
4　歴史的事実の反省の上に国民の自由を守る
5　公平な権利　いかなる差別もあってはならない
6　すべての図書館に妥当

大切な人権を守るために欠かせない公共施設

8

「自由宣言」は

図書館が国民に対してする約束→周知が必要
図書館員が宣言を理解し、確認し、実践する

すべての図書館
すべての館種（公共・学校・私立・専門）
すべてのサービスで

「図書館員の倫理綱領」(1980)と表裏一体

9

「自由宣言」の掲出（『2011調査』）

＊2011調査：『図書館の自由に関する全国公立図書館調査2011年』日本図書館協会　2013.6
母数945

10

「図書館の自由」に関する研修の実施
（『2011調査』）

11

第１ 図書館は資料収集の自由を有する

「自由宣言」の副文には「**あらゆる資料要求にこたえなければならない**」とある

12

そのあとには、「収集方針に基づき、資料の選択を行う」とある

13

そもそも買えるだけの資料費がある？

年間、どれだけの本が発行されている？
　令和元年（2019年）　新刊書籍点数　約７万冊

平均単価をかけると？
　約1,500円　＝ 1億500万円！

自館の資料費は？

じゃあどうする？

どうしたって、全部買うなんて無理。

14

本来、自由宣言(副文)の構造はこう？

前文的なもの

図書館は、国民の知る自由を保障する機関として、国民のあらゆる資料要求にこたえなければならない。

高額な資料　一部の人しか利用しない資料　収集方針にあわない資料・・

図書館で自律的に判断し、買わない自由もある。

そのための手段

- 第１　図書館は資料収集の自由を有する
- 買わない≠提供しない
- 第２　図書館は資料提供の自由を有する
- 第３　図書館は利用者の秘密を守る
- 第４　図書館はすべての検閲に反対する

別のもの

15

所蔵がなく、購入しない資料を提供する手段

- 相互貸借
- 類書を提供
- デジタル公開資料、他機関照会
- 複写を取り寄せ、提供

購入できなくても、これらも駆使して利用者の要望に答えればよい

16

「自由宣言」が保障すべきとする「知る自由」って？

「自由宣言」前文

図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することをもっとも重要な任務とする。

前文の副文より

1　日本国憲法は主権が国民に存するとの原理にもとづいており、この**国民主権の原理を維持し発展**させるためには、国民ひとりひとりが思想・意見を自由に発表し交換すること、すなわち表現の自由の保障が不可欠である…

国民一人一人が政治の責任主体 → 政治の責任主体として必要な情報を知る権利

これだけ？

17

「知る自由」の範疇＝政治的な言論を知ること

これだけ？

▶副文の前文のつづきに、こうある

・知る自由は、**また、思想・良心の自由をはじめとして、いっさいの基本的人権と密接にかかわり**、それらの保障を実現するための基礎的な要件である。

・日本国憲法第 13 条(個人の尊重)　第 19 条(思想及び良心の自由)　第 20 条(信教の自由)　第 21 条(表現の自由)　第 23 条(学問の自由)がよく言われる「知る自由」に関わる条文

18

いっさいの基本的人権に密接に関わる「知る自由」って？

- 憲法ではさまざまな基本的人権が保障されている。
- 国民がそれらの基本的人権を行使するとき、その前提として情報を得ることが必要
  ▶情報がなければ基本的人権を行使できない。

知る自由の範囲 ＝ 政治的言論 ＋ 基本的人権を行使するために必要となる情報

19

「知る権利」の定義

＊自由委員会では、「知る自由」を、ほぼ「知る権利」に近い概念として位置付けている

- 知る権利には二つの機能がある。一つは、個人権的機能であって、情報化社会といわれる現代社会では、個人が幸福を追求し、健康で文化的な生活を送っていくためには、十分な情報を利用できることが不可欠である。
- もう一つの機能は参政権的機能であって、民主的な政治過程が前提とする個々の国民の政治的な意思形成のために、国民が十分な情報を受け取ることができるのでなければならない。

小学館『日本大百科全書』より、「知る権利」浜田純一

20

憲法が保障する基本的人権

基本的人権との関わりで説明できるものは収集・提供すべき

自由権
思想・良心の自由
信教の自由
表現の自由
職業選択の自由
居住移転の自由
学問の自由
人身の自由 など

参政権
選挙権・被選挙権
憲法改正国民投票権
など

新しい人権
(幸福追求権)
プライバシー権
環境権
余暇の権利

社会権
生存権(健康で文化的な最低限度の生活を送る権利)
教育を受ける権利
勤労の権利
労働基本権

法の下の平等
平等権

21

資料収集の自由を考える事例

- 『絶歌』元少年A 太田出版　2015　　所蔵　8.5%　427館
  （図書館の資料選択の論理・『絶歌』の所蔵状況を通じて 大谷康晴ほか　2015.12.5　関西図書館研究会発表）

  神奈川県内所蔵なし-20市町　箱根町・中井町・大井町・湯河原町・三浦市・葉山町・山北町・開成町・厚木市・寒川町・真鶴町・愛川町・伊勢原市・横須賀市・茅ヶ崎市・南足柄市・大磯町・二宮町・秦野市・逗子市　　（2022.2.17確認）

- 『雑司ケ谷R.I.P.』樋口毅宏　新潮社　2011
  奥付に著者から貸出猶予のお願い　所蔵18.1%（『2011調査』）

22

では、何を買う？

資料管理方針を策定し、公開しよう。

p.6 図書館の収集した資料がどのような思想や主張をもっていようとも、それを図書館および図書館員が支持することを意味するものではない。

＊藤沢市総合市民図書館における収集方針の公開（『33選』-7　p.47-）

23

資料管理についての方針の策定と公開

「資料収集や保存に関する方針」
「選書の基準」
「除籍の基準」
「寄贈資料の受入の規定」

みなさんの
図書館では
どうですか？

＊2011年調査では、収集・保存の方針について非公開が19%。
WEB公開はわずか13.8%、求めに応じて公開が34.1%

24

＊事例を考えてみよう＊

- 予約を受けた本が、大きな社会問題を起こしているとされる新興宗教団体の本だった。所蔵していない。迷っていると次々と予約が入ってきた。購入した方がよいのだろうか。

▶図書館の収集した資料がどのような思想や主張をもっていようとも、それは図書館や図書館員が支持することを意味するものではない。

収集の際、特定宗教ということで排除する理由はない。

予約という制度を逆手に取る圧力に対して屈することもないので、収集方針に照らして個別に判断し、購入するか、借用するかを主体的に判断して。

25

＊事例を考えてみよう＊

- 岩波ジュニア新書を継続で購入している。2021年10月に刊行された『森の日本史』について、「著作権侵害に当たる事案を確認したため、当該書籍を絶版とし、回収させて頂く」と岩波書店が発表した。書店に返品したほうがよいだろうか。

- 図書館は、いったん出版されたものは、それが出版されたという事実を記録し、資料を後世に伝え利用者に提供する役割がある。著者、出版社が回収を求めても応じず、回収を要求された版も保存・提供し、修正版が出たらそれも受け入れるのが基本。
- 奥付の書誌事項が変わらないものもあるので、必要に応じて新たな書誌を作成し注記することも役割。

26

第２ 図書館は資料提供の自由を有する

第２　図書館は資料提供の自由を有する

1.　国民の知る自由を保障するため、すべての図書館資料は、原則として国民の自由な利用に供されるべきである。
図書館は、正当な理由がないかぎり、ある種の資料を特別扱いしたり、資料の内容に手を加えたり、書架から撤去したり、廃棄したりはしない。
の自由は、次の場合にかぎって制限されることがある。これらの制限は、極力限定して適用し、時期を経て再検討されるべきものである。
（1）　人権またはプライバシーを侵害するもの
（2）　わいせつ出版
寄贈または寄　刊資料
将来にわたる利　学する資料は、一時的な社会的
組織
会室等は、国民の　る利用できる豊富な資料が組織さ
あるという特徴を持っている。
集会室等の施設を、営利を目的とする場合を除いて、個人、団体を問わず公平な利用に供する。
の企画する集会や行事等が、個人・組織・団体からの圧力や干渉によってゆがめられてはならない。

収集方針に合わない資料を借りるのはいいの？

27

収集方針に合わない資料を借りるのは？

- 何をどこまで借りる？収集範囲にない資料を借用する？
  コミック、問題集、楽譜・・

- 相互協力にも予算は必要
  費用はだれが負担？それは適正なの？

＊熊取町予約図書取り寄せ拒否事件 2005

資料収集・提供の自由は、
利用者１人１人が基本的人権を
行使する上で必要となる情報の
提供を保障するということ

28

提供の自由とその制限

すべての図書館資料を国民の自由な利用に供する
正当な理由がないかぎり提供することが原則

<制限項目>
1　人権またはプライバシーの侵害
2　わいせつ出版物と判決確定
3　寄贈寄託者が公開を否とする非公刊資料

<制限する場合でも>
極力限定して適用・より制限的でない手段・
時期を経て再検討

29

制限項目「人権または プライバシーの侵害」はどこから？

明白で、現在の危険がある、特定個人に関する情報かどうか
知られたくないと思うことが正当かどうか
誰もが既に知っているものでないかどうか

『フォーカス』
（1997.7.9号）

・「加害少年推知記事の扱い（提供）について」（自由委員会2006.10.27）
図書館は一般に資料・情報を提供することで図書館が処罰されたり損害賠償を命じられる場合以外は提供する。
加害少年の推知報道については提供することを原則とする。
「原則」という理由は、各図書館の自主的判断を尊重するからである。

＊『週刊新潮』 2013.3.14号　吉祥寺市女性殺害容疑者少年２人の実名と写真を掲載
地元図書館で一時当該号の貸出やコピーの制限

30

差別用語が入っていたらだめってこと？

・**「差別的表現」は特定個人に直結するものを除き制限の対象外。**
言葉狩りにならないように

『ちびくろ・さんぼ』
岩波書店

＊2000.11.16「差別的表現と批判された蔵書の提供について（コメント）」自由委
2015.6「差別扇動本とされる蔵書の提供について」自由委
2015.6.29「図書館資料の収集・提供の原則について（確認）」自由委

・司法による人権侵害認定とは別に、図書館が独自に判断する
公平に　かつ　主体的に決める

＊2009.10『福田君を殺して何になる』光市母子殺人事件で死刑が確定した元少年の実名を掲載し、出版・販売の差し留め請求。廃棄した図書館が34館あった。

31

提供制限判断の主体と手続き

・利用制限をするかどうか、その方法を検討する委員会を設置する
　→すべての職員の意見が反映されるべき
・制限措置の理由を明らかにし、公表する
・時期を経て制限内容を再検討する

例：名古屋市の自由委員会

32

検討の三原則（名古屋市）
1979年

1　問題が発生した場合には、職制判断によって処理することなく、全職員によって検討する。

2　図書館員が、制約された状況の中で判断するのではなく、市民の広範な意見を聞く。

3　とりわけ人権侵害にかかわる問題については、偏見と予断にとらわれないよう、問題の当事者の意見を聞く。

33

資料を保存する責任

圧力の介入や干渉を許さない 将来の提供を保障するため、保存する

- ✕ 提供制限▶廃棄
- ○ 除籍基準の公開
- ○ チェック体制

＊船橋市西図書館における蔵書廃棄事件（『事例集』-4 p.32-）
＊京都市立図書館　2017.4　京都大学名誉教授桑原武夫氏からの寄贈１万冊余りを2015年に誤廃棄。図書館長を懲戒処分に。
＊2017.5　各地の図書館で学校史・記念誌への切り取り被害相次ぐ。
27都道府県65図書館で同様の報告が上がる（このときの被害とは限らない）。
日図協は2017.5.19に調査結果を公開し「地域資料等の破損被害について」声明を発表

34

集会室等施設の提供　行事や企画

・公平な提供→地方自治法第244条第3項にも規定
・例外は、「営利を目的とする場合」
・特定の政党、宗派の活動は？→資料の利用を伴うならOK

＊沖縄県立博物館　「政治色が強すぎる」等の理由で講演会講堂使用許可せず。2017.2
＊北海道・登別市立図書館　憲法講演会のチラシを職員が無断で処分　2017.3

- 企画や行事の開催は、圧力や干渉によってゆがめられない

＊諫早市立図書館における絵本作家座談会の中止問題　1997（『事例集』-28　p.196）
＊日比谷図書館での『選挙』上映の中止と自主上映　2013.6

35

＊事例を考えてみよう＊

- 「市立小学校30年史」に、当時在籍した小学生の名前と住所が記載されていた。15年前に学校からの寄贈で受け入れたものと判明した。このまま公開書架で提供を続けてよいだろうか。

- 内容については製作者が責任を負っている。これらを公開するにあたっては一般的な資料と同様に扱う。
- 参考：藤倉恵一『図書館のための個人情報保護ガイドブック』 p 62-63
- 「公になっているものか」「出版・編纂者の意向」「名簿記載者の同意を得ているものか」「人権・名誉・プライバシー侵害の申し立て」を判断の基準にする。

36

＊事例を考えてみよう＊

- 保護者から、「子どもが図書館で借りてきたマンガ（『図書館戦争』）にきわどい性描写があってとても驚いた。とても子どもに見せられるような内容ではないと思う、なぜこのマンガを置いているのか。子どもが簡単に借りられるようにしないでほしい」という要望が寄せられた。どう対応すべきか。

・収集方針に基づいて収集し、自由な利用に供している。子どもにも読む自由があり、図書館では規制できない

・年齢によって資料利用を制限してはならない。子どもに制限する権利と責任を持つのは保護者だけ。

・図書館員は保護者の役割と権限を引き受けることはできず、平等なアクセスを提供するという公的な義務、専門職上の義務を負っている。

・置く場所を工夫したとしても、請求があれば貸すのであまり意味がない。

37

コロナ禍の図書館で資料提供の自由は守られたか？

緊急事態宣言

①2020/4/7　7都道府県→2020/4/16 全国へ→2020/5/25解除

②2021/1/8　1都3県→地域拡大→2021/3/21解除

③2021/4/25　4都府県→区域と期間の変更→2021/6/20沖縄以外解除　まん延防止等重点措置への移行も

④2021/7/12 沖縄に東京追加→区域と期間の変更→ 2021/9/30解除

Covid-19による休館状況の変化

	調査日	休館数/調査数	休館率	入館記録
第１波	2020/5/5～6	1,508/1,692	92%	―
第２波	2020/8/27～29	38/1,732	2.19%	395
第３波	2021/1/9～11	56/1,723	3.25%	338
第４波	2021/5/7～9	150/1,728	8.68%	285
第５波	2021/9/17～21	350/1,737	20.15%	276
	2021/12/10～14	0/1,737	0%	254
第６波	2022/1/28～2/1	159/1,737	9.15%	261

（saveMLAK「covid-19survey」より作成　https://savemlak.jp/wiki/covid-19-survey）

38

「感染症対策状況下における図書館活動の維持についての要望書」

1 いかなる状況の下でもすべての人たちに資料と情報を提供する「図書館の自由」の理念に基づいて、図書館サービスを実施してください。

2 移動図書館や配送サービス、インターネットの活用などにより、地域全域の人が図書館サービスを受けられるようにしてください。

3 このたびは、図書館サービスが縮小されるなかで、利用者にその根拠や今後の計画が適切に説明されていないことが見受けられました。いかなる場合においても、利用者への説明責任を果たしてください。

4 今後も感染症対策に限らず災害などいろいろな場面で図書館を休館したり図書館サービスを縮小することがあり得ると思いますが、あらかじめ図書館サービス継続計画や災害からの復旧計画を作成して、図書館サービスを持続してください。

5 日本図書館協会は、全国の図書館活動の支えとなってください。

（図書館友の会全国連絡会　2020/8/20　https://totomoren.net/blog/?p=972）

39

第３ 図書館は利用者の秘密を守る

1954年宣言では副文案の「検閲反対」の項目のなかに含まれていた。

1979年改訂で、主文の一つの柱の一つになった。

個人情報保護法が施行されるよりずっと前から図書館の大切な理念として守ってきたもの

41

そもそもどこまでが図書館で守るべき「利用者の秘密」なの？

名前　住所
性別
電話番号
メールアドレス
通勤通学先
家族情報
カード番号

貸出中　お気に入り
貸出履歴
検索履歴
予約中
キャンセルした予約

利用回数
登録しているか
督促回数
最終利用日
来館したか、してないか
防犯カメラ映像

OPAC
コピー
レファレンス
インターネットDB

42

利用者の秘密を

第３　図書館は利用者の秘密を守る

1. 読者が何を読むかはその人のプライバシーに属することであり、図書館は、利用者の読書事実を外部に漏らさない。ただし、憲法第３５条にもとづく令状を確認した場合は例外とする。
2. 図書館は、読書記録以外の図書館の利用事実に関しても、利用者のプライバシーを侵さない。
3. 利用者の読書事実、利用事実は、図書館が業務上知り得た秘密であって、図書館活動に従事するすべての人びとは、この秘密を守らなければならない。

「漏らさない」の？「守る」の？

43

「守る」のは「漏らさない」だけじゃない？

守る ＝ 漏らさない ＋ ？？ ？？ ？？

44

「漏らさない」ための具体的な方法＝

守る ＝ 漏らさない ＋ **残さない（消去する）** ？？ ？？

- p.48 「貸出業務へのコンピュータ導入に伴う個人情報の保護に関する基準」、「貸出記録は、資料が返却されたら速やかに消去」
- p.36 「個人の読書記録の集積がその人の読書傾向であり、これが思想傾向と同一視されるならば明らかに思想調査につながるといわなければならない」（=思想信条に関する情報は個人情報保護条例にて収集が原則禁止されている）

残っている限りリスクにつながる。必要なくなったらすぐ消去

45

貸出記録を外部に漏らさなければ、あとは何をしてもいいの? 知る自由は保障できる?

守る ＝ 漏らさない ＋ 残さない(消去する) **目的外に使用しない** ??

p.35「(貸出記録などは…)いずれも利用者のプライバシーに属することであり、本人の許諾なしには、他の人にたとえ保護者・家族であっても知らせたり、目的外に使用しない」

46

「目的外利用」とは？

▶貸出サービスにおいて、誰が何を借りたか、を図書館が把握する目的は、「財産の管理」であって、「利用者の管理」ではない。

▶だから、貸出記録を覗き見て、その人がどんな人物かを**積極的に想像**したり、職員同士で**うわさ話**をしたりするようなことは「目的外利用」に当たる。

47

「うわさ話をしない」

↓

目に見える行為。ルールによって禁止できる。守ることも比較的簡単。

「貸出記録を元に、利用者の内面を想像しない」

↓

心の中は目に見えない。規制するのは難しい。

48

専門的職員(プロ)以外が貸出記録に触れることは 目的外利用を放置すること?

▶貸出記録に触れる仕事(例えば貸出サービス)は、実は高い倫理性・専門性が問われる仕事。

▶「誰でもできる仕事ではない」「プロの仕事」という認識を持つことが大切では?

職業体験、学校図書館の図書委員、ボランティア・・
カウンターに立たせないところもある。
立たせるならば「自由宣言」の理念を共有して。

49

個人情報提供の事例

＊2008.12千葉県東金市
　５歳児遺体遺棄事件の容疑者と被害者の図書館利用履歴が報道、図書館が提供

＊2012.12　奈良県立図書館
　岡山検察庁に爆破予告メールの送付元としてカメラ画像の提供と利用者IDのログの記録を提供

＊2015.10.5　『神戸新聞』
　夕刊に村上春樹氏が高校図書館から借りた本の図書カードが名前が読める状態で掲載される。自由委は「神戸高校旧蔵書貸出記録流出について（調査報告）」を公表、是認できない考えを示した。

50

フィクションに描かれる図書館

＊相棒　2004.12.8放映　第7話「夢を喰う女」容疑者の図書館カードから司書に貸出履歴を見せてもらうシーン
＊『名探偵コナン』2007.1.22放映 第461話　図書カードから借りた子を特定する場面
＊『斉木楠雄のΨ難』2015.11.16号『週刊少年ジャンプ』名前が残るカードが展開の軸
＊2019.5　『花よりも花の如く』18巻『魔法にかかった新学期』2巻に学校図書館利用者のプライバシー保護に問題があるとして学図研が白泉社に申し入れ

51

フィクションに描かれる図書館　に対し

「図書館は読書の秘密を守ることについて（ご理解の要請」）
https://www.jla.or.jp/portals/0/html/jiyu/yousei.html
日本図書館協会自由委　2005.2

図書館は利用者の読書の秘密を守ることにつき、貴社としてご認識をいただき、番組制作方針に位置づけるべく周知徹底されることを要請いたします。

*米澤穂信著『本と鍵の季節』 2018　図書委員が自由宣言を引いて、貸出履歴は教えられないという場面が描かれる

52

利用者の秘密を守る最後のキーワード

守る ＝ 漏らさない ＋ 残さない(消去する)　目的外に使用しない　**必要以上に集めない**

利用者の秘密で注目されやすいのは「貸出記録」だけど・・

53

貸出記録以外にも、利用者が安心して図書館を利用するために守らなければならない秘密があるのでは？

第３　図書館は利用者の秘密を守る

1. 読者が何を読むかはその人のプライバシーに属することであり、図書館は、利用者の読書事実を外部に漏らさない。ただし、憲法第３５条にもとづく令状を確認した場合は例外とする。
2. 図書館は、読書記録以外の図書館の利用事実に関しても、利用者のプライバシーを侵さない。
3. 利用者の読書事実、利用事実は、図書館が業務上知り得た秘密であって、図書館活動に従事するすべての人びとは、この秘密を守らなければならない。

読書事実　図書館の利用事実

54

読書以外の利用事実って？

- 来館や利用の記録　その頻度　最終利用日、督促日・回数
- 予約・リクエスト、キャンセル、お気に入り登録
- 何をコピーしたか
- レファレンス利用
- OPAC、インターネット、DB利用、検索履歴

本人の許諾なしに保護者・家族にも知らせてはならない
目的外に使用することは許されない
　→収集する情報の範囲を適宜見直すことも必要

55

必要以上に集めていない？とっておいてない？

名前　住所　性別　電話番号　メールアドレス　通勤通学先　家族情報　カード番号

貸出中　貸出履歴　お気に入り　検索履歴　予約中　キャンセルした予約

利用回数　登録しているか　最終利用日　督促回数　来館したか、してないか　防犯カメラ映像

OPAC　コピー　レファレンス　インターネットDB

56

コンピュータでの管理

図書館の自由委員会は、2021年図書館総合展のポスターセッションに参加し、「ガイドライン」を動画でご紹介しました！委員会サイトからもリンクしています。ぜひご覧ください。
https://www.libraryfair.jp/poster/2021/34

日本図書館協会「デジタルネットワーク環境における図書館利用のプライバシー保護ガイドライン（2019.5.24）
http://www.jla.or.jp/committees/jiyu/tabid/762/Default.aspx

- 利用者への事前の同意（履歴活用はオプトイン）、自己情報へのアクセス、コントロール権を保障する
- 収集する情報は、必要最小限、必要最短期間
- 原則に基づいた収集方法、管理方法や削除時期などについて定め、公開する

★チェック表としても使えることを目指して策定

57

個人情報の流出はほぼ人的要因

＊2004.10.16　三重県立図書館システム開発委託業者によるデータ流出（PC盗難）
＊2010.10　中野区立図書館　他自治体の図書館システム内に個人情報が混入
（三菱電機インフォメーションシステムズ）
＊2014.2.14　高槻市立中央図書館　個人情報確認作業時のプリントアウトを盗まれる
＊2005.3　越前市武生図書館　メールをBCCで送付せず、152人分のアドレス流出
＊2005.10　加古川市立図書館　システム更新時の移行ミスによる流出
＊2010.8　岐阜県立図書館　個人情報を保存したUSBを紛失
＊2012.11　名古屋市図書館　別の利用者に予約レシートをはさんだまま貸出す事案
＊2016.10　秋田市立図書館　16万人分の貸出・登録データ入移動図書館ノートPC紛失
＊2016.11　大阪府立図書館　メールサーバーへの不正アクセス、迷惑メール8千件送信
＊2018.10.26　兵庫県立図書館　お知らせメールをBCCにせず3,294人に誤送信
＊2019.7.19　宮崎県立図書館　HPに22名分の個人情報を掲載

58

貸出記録の利活用サービス

公共図書館にも広がっている。人ごとではないかも？

読書通帳
（預金通帳タイプ、
お薬手帳タイプ）

マイページ
読書履歴

貸出中・予約中・予約取消・リクエスト・レファレンス・お気に入り

利用回数
最終ログイン日…

59

貸出記録の利活用サービス

・希望者のみ選択でき、希望者のデータのみを保存する方式とするなど、保護と利用のバランスを検討
＊2008.1 練馬区立図書館が、汚破損者特定のために貸出履歴を返却後も保存するシステムとし、東京の図書館をもっとよくする会から、「練馬区立図書館貸し出し履歴保存」問題に関する見解が出される（2008.4.12）

・情報を持つのは図書館でよいのか？利用者が一定期間出力できる機能をシステムに持たせて、利用者側で管理できるようにしていくべきでは？

「公共図書館システムの「マイページ」と貸出記録」（奥野吉宏）
こらむ図書館の自由　『図書館雑誌』Vol.115，No.8（2021.08）

60

「図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」

「氏名及び緊急連絡先を把握し、来館者名簿を作成する」(2020/5/14)

- 名簿の作成は、来館者の館内での行動の範囲・地域の事情や感染状況のリスク、従事者の業務体制、自治体の対応方針などを十分に検討した上で行う。
- 把握した情報が必要に応じて保健所等の公共機関へ提供され得ることを来館者に事前に周知する。
- 把握した個人情報の開示の方法や保存年限などの取扱いについて開示し、図書館利用のプライバシー保護に関する最大限の配慮を行う。

（2020年5月14日付、公益社団法人日本図書館協会策定。5月20日に補足説明を作成、5月26日に更新版（図書館が主体的に判断）を作成し、27日作成経緯と作成過程、補足説明を公表。2021/2/26更新（利用者が自ら記録すること、COCOAの推奨が補足）、2021/10/19更新版（QRコードの読み取りを推奨する）が現在の最新版）
http://www.jla.or.jp/Portals/0/data/content/information/guideline_20211019.pdf

61

図書館の自由委員会では

日本図書館協会の「予防ガイドライン」より前に発信を開始

こんなときどうする？「covid19に向き合う」（2020.5.5掲載、最終更新2020.7.29）
「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」改定を受けて図書館の再開を検討するために http://www.jla.or.jp/committees/jiyu///tabid/854/Default.aspx

来館記録の収集は推奨しません。（2020.5.10発信 最終更新2020.8.22）
http://www.jla.or.jp/committees/jiyu///tabid/854/Default.aspx#note02

感染症拡大防止という観点から適切な対応が取られているかどうか

62

来館記録を集めることにどんな問題がある？

書きたくない・書けない → 図書館に行きづらいなぁ…

どんな人、どんな場合に書きたくない？
書けない？想像してみてください。

63

来館記録を書かないといけないなら、図書館に行かれない、そうすると…

知る自由、知る権利が保障されない。
だから、来館記録はプライバシー。

「なぜ」「なんのために」
「いつまで」「どのように保存し」
「提供する場合はどこにどうやって」
「どう廃棄するか」

64

鎌倉市図書館では、来館記録を取得しません

鎌倉市図書館では、皆さまの安全を守るため、出来る限りの感染症対策をとってサービスを行います。利用者の方のプライバシーを守り、自由に利用していただけるよう、来館記録を求めたり、管理したりしません。必要な方はご自分で行動を記録していただくよう、お願いいたします。感染された方が鎌倉市図書館を利用していたことが判明した場合、図書館のホームページ、館内掲示等で、「何月何日何時頃、感染された方が鎌倉市〇〇図書館を利用された」事実のみを発表し、個別にお知らせはしません。ご理解とご協力をお願いいたします。

2020.6.1　6月9日からの開館に向け、公式ホームページに公開
2020.6.9　館内掲示及び公式Twitterで発信

65

防犯(監視)カメラを設置するなら

・利用者の肖像権や個人情報保護に配慮する
・設置場所、設置数、撮影範囲は目的達成のために必要最低限にとどめる
・設置の事実を明示する
・管理責任者、職員の秘密保持義務を確認する
・録画する場合、データの保存期間、第三者への提供制限について定める

＊2020.1.8 練馬区立石神井図書館で、窓口委託業者が監視カメラ記録を警察に提供していたことが、東京新聞で報じられた。2年間で15件提供、市民に見せていた例もあった。

「図書館と防犯カメラ－図書館にふさわしい運用基準を」鈴木章生
（こらむ図書館の自由『図書館雑誌』Vol.109,No.1（2015/1）
http://www.jla.or.jp/Portals/0/data/iinkai/jiyu/column05.html#20150

67

外部とは

公立図書館と設置自治体
独立した教育施設としての公共図書館　図書館以外は外部
（教育委員会、首長部局、議会・・）

学校と学校図書館
学校図書館が管理する読書・利用の事実は、公共図書館と同様に資料管理を目的としている。教育指導上の目的に活用することは原則としてなじまない。
岡山市の学校図書館「としょかんのちかい」
履歴の残らない貸出方式へ

68

警察の捜査への対応

・法令との関係　【令状主義】
憲法第35条による令状が出された場合のみ例外
個人の財産に対する侵入・捜査・押収は裁判所の発する令状がなければ行えない

＊2018.11.13『苫小牧民報』
苫小牧市立図書館が警察に特定個人の貸出と予約情報を令状なしで提供

＜守秘義務の及ぶ範囲＞
どのような職員、運営形態であっても、図書館で働くすべての人に

69

「捜査関係事項照会書」では

・刑事訴訟法第197条第2項　「捜査関係事項照会書」
「捜査については公務所または公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる」
★報告「しなければならない」のではなく、応じなくても処罰されない。
警察庁「捜査関係事項照会書の適正な運用について」（平成31年３月27日）
（https://www.npa.go.jp/laws/notification/keiji/keiki/310327-20.pdf）
「本照会は、あくまで捜査のための必要事項の「報告」の要求であることから、直接帳簿、書類等（謄本を含む）の提出を求めることは本条を根拠としてはできない」
（警察庁の施策を示す通達(刑事局)
https://www.npa.go.jp/laws/notification/keiji.html）

70

何を秘密と感じるかは人それぞれ

だから、図書館での読書・利用は
全部ひみつ！

- ❌ ○さいだから
- ❌ 親だから
- ❌ 連れ合いだから
- ❌ 警察の捜査だから

どうぞ、ご本人におききください

本人がどうしたいのか、を尊重する。

71

＊事例を考えてみよう＊

- 子どもが図書館へ行くと出かけたが帰ってこないので、保護者が警察に届けた。保護者から図書館に連絡があり、貸出したか、来館したか教えてほしいと言われた。カードを使った形跡はないが、そのことをつげてよいだろうか。
- ほどなく警官が来館しその子どもが図書館に立ち寄ったか、監視カメラの記録を見せるよう依頼があった。監視カメラの記録は２週間分保存している。見せてよいだろうか。

・来館してるか、してないか、も秘密のうち。「ない」と答えることもしない。

・捜査機関からの口頭の問い合わせにはこたえない（個人的な情報収集を排除する）文書紹介すれば応じてもらえるという期待を持たせない。

72

第４図書館はすべての検閲に反対する

現代の検閲とは

＊2008.11 厚生事務次官殺傷事件、容疑者が国立国会図書館で被害者の住所を調べたと供述、提供禁止に。
日図協は常態化させず過剰な規制は是正すべきと呼びかけ（「名簿等の利用規制について」2008.12)。

＊2019 「あいちトリエンナーレ2019」への補助金不交付

＊有害図書指定

73

個人や団体からの特定の図書館資料への異議申し立て

・自分の意見が絶対という強固な信念
・宗教・政治・猥褻・暴力・差別・LGBT・道徳・倫理‥

＊2008.7　堺市立図書館におけるBL図書購入をめぐって

・社会的影響力の大きい個人・組織・団体からの圧力
→検閲と同様か、図書館の自己規制を生み出しやすい

自己規制の結果、図書館が知る自由を妨げていませんか？

74

図書館の自由が侵されるとき、われわれは団結して、あくまで自由を守る

- 問題解決への対応は、職員全員の知恵と力で
- 共通の立場を持つ団体・機関・人びととの連携
- 図書館活動を通して市民の理解を得る不断の努力
  豊かな図書館体験　資料を的確に提供されてこそ
  宣言を伝え、知ってもらい、実感してもらおう
- 図書館の自由を守る行動で不利益を受けない
  日本図書館協会の責務

75

私 たちの図書館宣言

図書館は人類の叡智の宝庫です。安らぎと交流の場として、情報発信の場として、
私 たちの自立と地域社会の発展になくてはならない施設です。

私 たちは、ここに図書館のあるべき姿 を掲げます。

一　知る自由と学ぶ権利を保障する図書館

二　いつでも、どこでも、誰でも、身近に無料で利用できる図書館

三　資料・情報が豊富に収 集・整理・保存されている図書館

四　司書職制度が確立され、経験を積んだ館 長と職 員がいる図書館

五　利用者のプライバシーを守る図書館

六　情 報公開に民意に基づく図書館 協議会が機能する図書館

七　教 育委員会の責任で設置し、直 接、管理運営される図書館

私 たちは、この実現のために、図書館を支え、守り、すべての人と手をつなぎ、
図書館とともに成 長することを宣言します。

図書館友の会全国連絡会

Copyright 図書館友の会全国連絡会 All Rights Reserved.

「私たちの図書館宣言」
図書館友の会全国連絡会

76

「自由宣言」展示パネル

1　何でも読める・自由に読める
2　日本図書館協会の普及活動
3　検閲と思想善導
4　自主規制をのりこえるきっかけになった事件
5　資料提供の自由を守る ― 人権と差別
6　資料提供の自由を守る ― 少年事件報道 制限から提供へ
7　資料提供の自由を守る ― 青少年条例と有害図書規制
8　子どもたちの読書の自由
9　利用者の秘密を守る
10 フィクションの中で誤解される図書館像
11 公立図書館に対し公平で中立的なサービスを求める裁判
12 条例や規程に見る図書館の自由の精神
13 最近の話題

全国の図書館に
貸出OK！

77

まとめ　実践するには

- 日常の問題意識が大切　必要な要綱等の制定と公表
- 検討・議論・確認の場の設置(委員会・研修・OJT)
- 記録と情報の共有化
  日本図書館協会 HP（「図書館の自由委員会」のページ）
  http://www.jla.or.jp/committees/jiyu/tabid/182/Default.aspx
  こらむ図書館の自由（『図書館雑誌』連載）
  「図書館の自由」ニューズレター（年4回発行）

78

参考文献

- **『「図書館の自由に関する宣言1979改訂」解説』**第2版
  日本図書館協会図書館の自由委員会/編　日本図書館協会　2004.3
- **『「図書館員の倫理綱領」解説』増補版**
  日本図書館協会図書館員の問題調査研究委員会/編　日本図書館協会　2002.4
- **『図書館の自由に関する全国公立図書館調査2011年』**
  日本図書館協会図書館の自由委員会/編　日本図書館協会　2013.6
- **『図書館の自由に関する事例33選』**
  日本図書館協会図書館の自由に関する調査委員会/編　日本図書館協会　1997.6
- **『図書館の自由に関する事例集』**
  日本図書館協会図書館の自由委員会/編　日本図書館協会　2008.9
- **『『図書館年鑑』にみる「図書館の自由に関する宣言」2004年から2017年のあゆみ』**
  日本図書館協会図書館の自由委員会/編　日本図書館協会　2019.10

79

ありがとうございました。

80